

1 1 . 環境課

1 . 環境課協議事項

住居系地域内の倉庫建設（項目 1）

(1)協議結果報告書に関する事.....環境対策担当

工業地域内の住宅系の建設事業（項目 2）

(1)協議結果報告書に関する事.....環境対策担当

ごみ集積施設（項目 17）

(1)ごみ集積施設に関する事.....クリーン推進担当

公害防止（項目 23）・その他法令等の遵守（項目 29）

(1)特定建設作業実施届出書に関する事.....環境対策担当

(2)特定施設設置届出書等に関する事..... "

(3)悪臭の防止に関する事..... "

(4)アイドリング・ストップの周知に関する事..... "

(5)深夜営業騒音等に関する事..... "

その他法令等の遵守（項目 29）

(1)浄化槽の設置に関する事.....環境対策担当

(2)地下水の採取に関する事..... "

(3)専用水道及び自家用水道の設置に関する事..... "

(4)戸田市地球温暖化対策条例に関する事.....環境政策担当

2 . 提出書類（各担当共通）

(1)各課協議申請書

(2)案内図

(3)土地利用計画図

(4)各階平面図（屋上含む、住宅部分の面積を記載すること）

(5)立面図

その他、以下の各項目において必要な提出書類

3 . 協議内容

住居系地域内の倉庫建設（項目 1）

(1)協議結果報告書に関する事。

住居系地域内において倉庫を建設する場合は、騒音、振動、臭気等の発生の防止について、事前に関係区域に隣接する土地の住民と協議し、「協議結果報告書」を環境課へ提出すること。

工業地域内の住宅系の建設事業（項目２）

(1)協議結果報告書に関すること。

工業地域内において住宅系の建設事業を行う場合は、開発区域に隣接する土地に工場等があるとき（当該開発区域との間に道路を挟む場合を含む。）は、当該工場等の関係者と公害について事前に協議し、「協議結果報告書」を環境課へ提出すること。

協議の内容について、当該工場等の関係者と協定を結ぶよう努めること。

当該建設事業に係る建築物等を購入し、又は賃借する者に対し、当該建築物等の周辺が工業地域であること、協議及び協定の内容等を当該建築物等に係る不動産契約における重要事項説明書等に明記し、周知すること。

ごみ集積施設（項目１７）

(1) ごみ集積施設に関すること。

一般家庭から排出されるごみを集積するための施設（以下「ごみ集積施設」という。）設置等については、この技術基準に定めるところ及び戸田市ごみ集積施設の設置等に関する要綱に定めるところによる。

1) 位置（ごみ集積施設の位置を土地利用計画図に明記すること。）

ア 区画整理地内や都市計画道路沿いの場所に建設予定の共同住宅等の場合には、今後の工事予定を事前に調査し、担当との協議の際に図面等を提示すること。

イ ごみ集積施設は、公道に面した位置に設置すること。

ウ ごみ集積施設の位置等については、各課協議が終了するまでに、近隣住民に周知し、トラブルを未然に防ぐこと。トラブルが生じた場合は、事業者の責任により解決すること。

エ 原則としてごみ集積施設を設置できない場所

- ・法律等により停車が禁じられている位置に、ごみ収集車が停車しなければならない場所
- ・バス停、消火栓及びその他車の出入りの多い場所
- ・幅員が狭い等、収集作業が困難な場所

2) 構造

ア ごみ集積施設の有効面積は、別表のとおりとし、事前協議時に「ごみ集積施設構造図」（間口・奥行・高さなどの大きさが分かる図面）を添付すること。

イ ごみ集積施設は、三方を高さ 1.0m以上のブロック等のすき間ができない材料で囲み、床をアスファルト等で舗装すること。その際、ブロック等の高さは、ごみ集積施設内の床面からの高さとする。

ウ ごみ集積施設の間口部は、2.0m以上とすること。ただし、ごみ集積所に扉を設ける場合は有効間口を1.6m以上とし、ごみ集積所内の壁面が直線で2.0m以上となる

箇所を設けること。(図1参照)

エ 共同住宅のごみ集積施設は、給水設備を設置するとともに、排水が直接敷地外に流出しないよう排水設備を設置すること。

オ ごみ集積施設は、扉や屋根、ネット等を設置して鳥獣対策を施すこと。

カ 粗大ごみ置場はごみ集積施設と隣接させることを原則とし、ごみ集積施設との境界を白線等で表示すること。また、粗大ごみ置場である旨の表示板等を設置すること。

キ 50戸以上の共同住宅の場合は、収集作業が円滑にできるよう、ごみ集積施設の内部に仕切り板等を設置すること。

【別表】

・共同住宅 利用計画を勘案し審査するため、事前に担当者と協議すること。

(単身用)

戸数	ごみ集積施設面積	粗大ごみ置場
12戸以下	4.0 m ² 以上	任意
13～30戸		1.5 m ² 以上(スペースでも可)
31戸以上	[0.1 m ² × 戸数 + 1 m ²]	ごみ集積施設面積の 1/3 以上 かつ 1.5 m ² 以上

(単身用以外)

戸数	ごみ集積施設面積	粗大ごみ置場
6戸以下	4.0 m ² 以上	任意
7～16戸		1.5 m ² 以上(スペースでも可)
17戸以上	[0.18 m ² × 戸数 + 1 m ²]	ごみ集積施設面積の 1/3 以上 かつ 1.5 m ² 以上

<「単身用」の例>

下記のどちらかにあてはまる場合

- ・1戸の間取りが1R、1LDK、1SLDKなど
- ・1戸の床面積(専用面積)が40m²未満の住宅

「専用面積」については、ベランダ、バルコニー、住戸の外部に開口部を設けたパイプスペース、メーターボックス等の面積を除いた面積となります。

単身用と単身用以外が混在する場合は、その取り扱いについて協議すること。

・ 戸建住宅

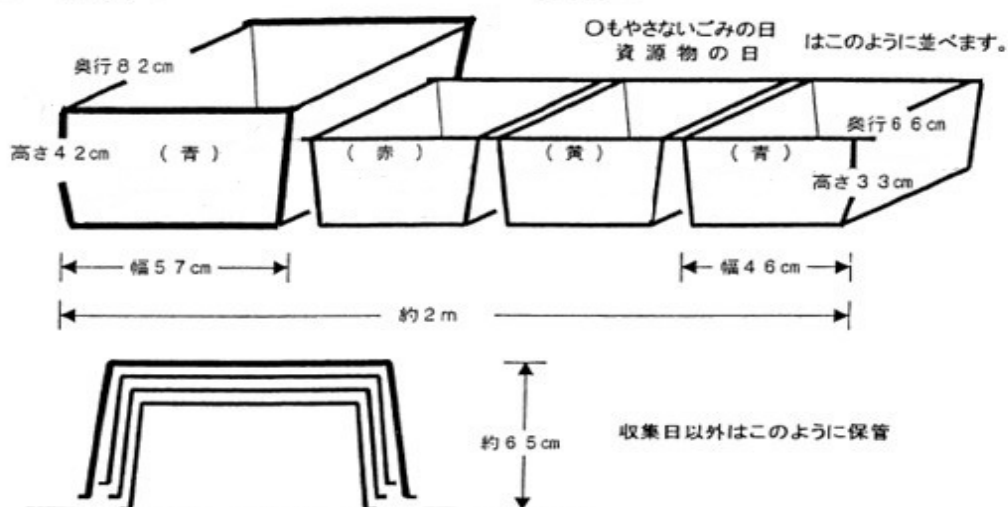
戸数	ごみ集積施設面積	粗大ごみ置場
16戸以下	4.0 m ² 以上	任意
17戸以上	[0.18 m ² × 戸数 + 1 m ²]	

計画戸数が7戸以上の時は、ごみ集積施設の設置数について事前に担当と協議すること。
ただし、複数設置する場合でも1カ所あたりの面積は4.0 m²以上とする。

《資源かごの大きさについて》

図1 ★大かご

★小かご



公害防止(項目23)・その他法令等の遵守(項目29)

(1) 特定建設作業実施届出書に関すること。

特定建設作業を行う場合は、騒音規制法・振動規制法に基づき、作業開始の7日前までに「特定建設作業実施届出書」を環境課へ提出し、規制基準を遵守すること。

(2) 特定施設設置届出書等に関すること。

工場、事業場、倉庫等を建設し、騒音・振動の発生が予測される設備を設置する場合は、騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設または埼玉県生活環境保全条例に基づく指定施設、指定騒音作業に該当するか、事前に環境課へ確認すること。なお、該当する場合は、特定施設・指定施設の設置工事または指定騒音作業の開始日の30日前までに各届出書を環境課へ提出し、規制基準を遵守すること。

(3) 悪臭の防止に関すること。

工場、事業場、倉庫等を建設し、事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、規制基準を遵守すること。なお、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制については、規制対象業種であるか、事前に環境課へ確認すること。

(4)アイドリング・ストップの周知に関すること。

駐車場(20 台以上収容又は面積 500 m²以上)の設置者及び管理者は、埼玉県生活環境保全条例に基づき、施設利用者へ看板等によりアイドリング・ストップの周知を行うこと。

(5)深夜営業騒音等に関すること。

飲食店や喫茶店等の夜間営業を行う者は、埼玉県生活環境保全条例に基づき、事前に申請が必要なため、営業を開始する前に環境課に相談し、現地調査に協力すること。

その他法令等の遵守(項目29)

(1)浄化槽の設置に関すること。

浄化槽を設置する場合は、浄化槽法に基づき建築確認審査機関等へ必要な届出を行うこと。また、規模が大きい浄化槽を設置する場合は、水質汚濁防止法により埼玉県へ届出が必要な場合があるので、事前に埼玉県へ確認すること。

(2)地下水の採取に関すること。

地下水を採取する場合は、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律または埼玉県生活環境保全条例により規制されており、事前に許可または届出が必要なため、基準や申請書類等について、環境課へ確認すること。

(3)専用水道及び自家用水道の設置に関すること。

1)専用水道の設置について

専用水道の設置工事をしようとする者は、その工事に着手する前に工事の設計が水道法に基づく施設基準に適合することについて、環境課に確認を受けること。

2)自家用水道の設置について

自家用水道の設置工事をしようとする者は、その工事に着手する前に工事の設計が埼玉県自家用水道条例に基づく施設基準に適合することについて、環境課に確認を受けること。

3)専用水道及び自家用水道の基準

水道の種類	原水区分	基準
専用水道	地下水、 表流水等	下記アまたはイに該当する場合 ア 給水対象が居住者で100人を超える イ 飲用等の生活用水の1日最大供給量が 20m ³ を超える
	水道水のみ	下記アまたはイに該当し、かつウまたはエに 該当する場合 ア 給水対象が居住者で100人を超える

		イ 飲用等の生活用水の1日最大供給量が 20m ³ を超える ウ 受水槽の有効容量が100m ³ を超え かつ6面点検不可 エ 地中及び地表に布設された口径25mm の導管の全長が1,500mを超える
自家用水道	地下水、 表流水等	下記アまたはイに該当する場合 ア 給水対象が50人以上 イ 給水対象が10世帯以上

(4)戸田市地球温暖化対策条例に関すること。

建築物の新築、増築及び改築をしようとする住宅部分の床面積が、戸田市地球温暖化対策条例の対象となる際は、同条例に基づいた下記書類を提出すること。

1) 対象となる建築物

ア 新築の場合

住宅部分の床面積の合計が1,500m²以上2,000m²未満の建築物

イ 増築又は改築の場合

住宅部分の増築又は改築に係る床面積の合計が1,500m²以上2,000m²未満の建築物

2) 計画書及び届出書の提出時期

ア 特定建築物環境配慮計画

工事着手予定日の21日前まで

イ 特定建築物工事完了届出書

工事が完了した日から15日以内

3) 計画書及び届出書の届出先

環境課 環境政策担当